

○厚生労働省告示第九五号（平成二十四年三月十三日）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

（一から二十四 省略）

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注 4 の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

- (一) 日常的に歩行が困難な者
- (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

- (一) 日常的に起きあがり困難な者
- (二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊はいかい感知機器 次のいずれにも該当する者

- (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
- (二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者

- (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
- (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
- (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

(6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者

- (一) 排便において全介助を必要とする者
- (二) 移乗において全介助を必要とする者

（以後 省略）